

審査基準（第8条関係）

- 1 申請者の適格性について
 - (1) 実施体制の適格性
 - ア 市内に主たる事務所を有しているか
 - イ 組織の財政基盤は安定しているか
 - ウ 運営の公開性、透明性は高いか
 - エ 事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているか
 - (2) 事業の推進体制の妥当性

主たる責任者に管理能力があり、事業に関連する他の主体との調整及び連携を行う体制が構築されており、又は構築することが確実に認められるか
- 2 事業内容及び実施方法について
 - (1) 事業内容の妥当性
 - ア 申請内容が事業の目的及び要件と合致しているか
 - イ 現状の課題等を的確に把握し、その課題に対応した申請内容であるか
 - ウ 関係法令の許認可等の取得の見通しが適切か
 - エ 自然環境や周辺環境に悪影響を及ぼすものでないか
 - オ 事業実施スケジュールに無理がないか
 - カ 地域の合意が得られているか
 - (2) 事業費の適切性
 - ア 補助対象経費が適切に見積もられているか
 - イ 全体事業費が過大又は過小となっていないか
 - (3) 権利関係の適切性
 - ア 事業を行う土地等の権利取得等の見通しが適切か
 - イ 事業の実施により他の権利を阻害しないか
 - (4) 収益性
 - ア 収支計画が適切であるか
 - イ 事業の持続性及び継続性が確実に見込まれるか
 - ウ 収益の減少につながる災害等リスクへの対策が適切か
- 3 事業の効果について
 - ア 地域の活性化や防災力向上に資することが期待できるか
 - イ 地域が望む地域貢献策となっているか
- 4 その他、市長が必要と認める基準を満たしているか